

5.株主総会の決議を争う訴訟、機関の選任等

5-1.決議の取消しの訴え

(1)株主総会決議の瑕疵（かし）の争い方

| | 決議の取消し | 決議の無効・不存在 |
|---------|---------------------|--|
| 争う方法 | 決議の取消しの訴え（会社 831）だけ | 制限なし 決議の無効の確認の訴え（会社 830 II）・決議の不存在の確認の訴え（同 I）を提起することも可能 |
| 争える人・期間 | 制限あり | 制限なし |
| 決議の効力 | 取消判決確定→遡及的に無効に | はじめから無効・不存在 |

(2)決議の取消しの訴え（会社 831 I）

- ・この場合に決議の効力を争う方法
- ・提訴期間＝決議の日から 3 か月以内
- ・取消しの訴えが認容されてはじめて決議は無効に（それまでは有効）

規定の趣旨：法的安定性（法律関係の早期確定）

*議案を否決する決議の取消し（最判平 28・3・4 民集 70-3-827）

(3)取消事由

会社 831 I ①：招集手続または決議方法の(a)法令・定款違反または(b)著しい不正

事例 5-a 決議取消し 1 [テキスト Case4-4,4-6 を一部変更]

Y 会社（取締役会設置会社）の定時株主総会について、次のことがあればどうなるか。

- (ア) 招集の決定が取締役会では行われず、代表取締役限りで行われた。
- (イ) 招集通知の発送が、法定の招集期間より 2 日遅れた。
- (ウ) 同総会では、取締役 A への退職慰労金の支払いについて決議されたが、それに先立って株主 B がこの議案について質問をしたが、十分な説明がされなかった

(ア) 会社 298IV →取消事由のある決議

(イ) 会社 299 I →取消事由のある決議

(ウ) 会社 314 →取消事由のある決議

招集手続または決議方法の法令・定款違反（前記(a)）

→裁量棄却（会社 831 II）：違反事実が重大でなく、決議に影響を及ぼさないとき

事例の（ア）・（イ） ⇔ 事例の（ウ）

会社 831 I ②：決議内容の定款違反

会社 831 I ③：特別の利害関係を有する者（決議によって自分だけが利益を得られる者）の
議決権行使による著しい不当決議

事例 5-b 決議取消し 2

Y 会社は、定時株主総会を開催し、退任する取締役 A に対して退職慰労金 1 億円を支給する決議をした。実は A は Y 会社の株主でもあり（議決権の 60%を保有）、A 以外の株主は皆、そのような決議に反対だった。

(4)取消事由の追加等

事例 5-c 取消事由の追加 [テキスト Case4-7 を一部変更]

A 会社の株主である B は、A 会社における今年 6 月の定時株主総会につき、一部の株主に対して招集通知の発送が行われていない点を取消事由として、同年 7 月、決議の取消しの訴えを提起した。B は、同年 11 月に、取締役の説明義務違反を取消事由として追加すると主張した。

最判昭 51・12・24 民集 30-11-1076

*最判昭 54・11・16 民集 33-7-709

- ①原告が、本来は取消しの訴えを提起すべきなのに、無効確認の訴えを提起
（取消の訴えの提訴期間内）
- ②取消しの訴えの提訴期間経過後に、決議の取消しを主張

5-2. 決議の無効と不存在

(1) 決議の無効

決議の内容が法令に違反→決議は無効

決議の無効の確認の訴え（会社 830 II）

* 確認の訴えを提起するメリット（会社 838：対世効）

(2) 決議の不存在

決議の不存在の確認の訴え（会社 830 I）

「決議が存在しない」とは？

事例 5-d 決議の不存在

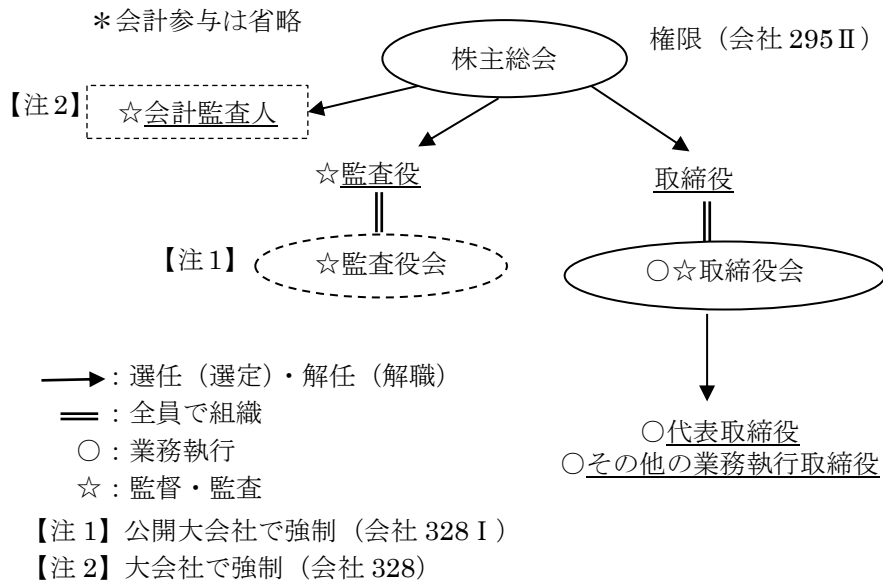
Y 会社は株主数が 9 人、発行済株式総数が 5000 株である。株主でもある代表取締役 A は、株主である自分の実子 2 人に口頭で株主総会の招集を伝え、株主総会が開催された。しかし、他の 6 人の株主（持株数計 2100 株）には招集通知がなされなかった。

最判昭 33・10・3 民集 12-14-3053

| 瑕疵の種類 | | 訴え |
|---|---|--|
| 決議が物理的に存在せず | | 決議の不存在 (訴えを起こす場合、決議の不存在の確認の訴え。会社 830 I) |
| 決議の 手続 (招集手続 or 決議方法) の <u>(a)法令・定款違反</u> (b)著しい不公正 | 瑕疵が著しく、決議が存在したと評価できない | 決議の取消しの訴え (会社 831) |
| | 上記以外 (会社 831 I ①) : 左の下線部の場合のみ裁量棄却 (会社 831 II) | |
| 著しく不当な決議 [決議の内容が著しく不当な場合に限られないが] + 特別の利害関係を有する者が議決権行使をしたことで決議が成立 (会社 831 I ③) | | |
| 決議の内容に瑕疵 | 定款違反 (会社 831 I ②) | 決議の無効 (訴えを起こす場合、決議の無効の確認の訴え。会社 830 II) |
| | 法令違反 | |

5-3. 機関の選任等

(1) 取締役会設置会社 (委員会型を除く) の機関



(2)役員等の選任・終任 [テキスト 4 章 3 節 2(3)(4)・4(3)・6(2)]

*表はいずれも取締役会設置会社（委員会型の会社を除く）の場合

[役員（取締役・会計参与・監査役）・会計監査人の選任]

| | |
|----|---|
| 選任 | 株主総会の決議（会社 329 I） ＊普通決議（会社 309 I。定足数：会社 341）（→3-3(3)） 累積投票による取締役選任（会社 342） 補欠役員（会社 329 III） 会計監査人の再任擬制（会社 338 II） |
|----|---|

[役員（取締役・会計参与・監査役）・会計監査人の終任等]

| | |
|-----------|--|
| 解任以外の終任事由 | 任期満了（会社 332・334・336・338） 委任の終了事由（会社 330→民 651・653） 欠格事由発生（会社 331 I・333 III・335 I・337 III） |
| 解任 | 株主総会の決議（会社 339 I） 監査役・累積投票で選任された取締役＝特別決議（会社 309 II ⑦） その他＝普通決議（会社 309 I。定足数：会社 341 [→3-3(3)]） 解任された役員等による損害賠償請求（会社 339 II） 監査役等による会計監査人の解任（会社 340） |
| 欠員 | 欠員の場合の処置（会社 346・351） |
| 職務執行停止等 | 取締役の職務執行停止（民保 56）・職務代行者（会社 352） |

会社 339 I（株主総会の決議による解任）・II（損害賠償請求）

解任の自由 ⇔ 役員等の地位への期待

役員の解任の訴え（会社 854） [テキスト 4 章 3 節 2(4)(b)]

役員の職務執行に関して不正の行為または法令・定款に違反する重大な事実があるにもかかわらず、その役員の解任の議案が株主総会で否決

→当該株主総会の日から 30 日以内に、訴えをもって当該役員の解任を請求できる

行使要件：

①総株主の議決権の 3%以上 or 発行済株式の 3%以上 + ②6ヶ月保有

(3)取締役の資格・員数・任期 [テキスト 4 章 3 節 2(1)(2)]

*取締役会設置会社（委員会型の会社を除く）の場合

| | |
|----|---|
| 資格 | 欠格事由（会社 331 I） ①法人 ③④一定の罪を犯した者 公開会社→株主であることを資格にすること×（会社 331 II） |
| 員数 | 3人以上（会社 331 V） |
| 任期 | 公開会社：2年 [定款で短縮可]（会社 332 I） 非公開会社：2年 [定款で短縮可+10年まで伸長可]（会社 332 II） *いずれにしても再任は可 |

*任期の定め方は複雑（事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで）

(4)代表取締役等の選定・解職 [テキスト 4 章 3 節 3(3)(a)]

[代表取締役・その他の業務執行取締役の選定・解職]

| | |
|-------|--|
| 選定・解職 | 取締役会が行う（会社 362 II ③・363 I ②） なお、最判平 29・2・21 民集 71-2-195 =取締役会を設置する非公開会社において、株主総会の決議によっても代表取締役を選定できる旨の定款規定は有効 |
|-------|--|